

国際ジェンダー学会若手研究活動支援
(国際ジェンダー学会研究活動奨励賞) 実施要綱

若手会員のための研究活動支援は、以下の要領で実施する。

1. 目的

専任ないし正規雇用をもたないことから、調査研究活動のための財源確保に困難を有する若手会員の研究活動を支援する。対象はフェミニズム／ジェンダー研究に資する研究とし、調査研究、資料・図書の購入および収集などに対して助成金を提供するものである。

2. 内容

毎年、常勤ないし正規雇用をもたない会員（大学院生を含む）最大 5 名を対象として、1 人あたり 5 万円の調査研究活動支援金を支給する。

3. 募集方法

①募集は毎年 1 回（2 月頃）に実施する。

②募集、募集期間等は、国際ジェンダー学会公式ホームページ、公式ブログ、学会メールニュースにより周知する。

③希望者は、所定の応募用紙に必要事項を記入し、国際ジェンダー学会若手研究活動支援事務局までメールにて提出する。応募用紙は、公式ホームページ、ブログ、学会メールにて備える。

4. 応募要件

①前年度までの会費が納入されていること

②専任ないし正規雇用契約下でないこと

③日本学術振興会特別研究員ではないこと

* 本研究活動支援金の助成は 1 人あたり 2 回までとし、初回の応募者を優先的に採択

* グループでの応募は対象外とする

5. 対象者の決定

①採択者は、研究内容や支援金の使途、研究活動財源の状況を考慮し、審査委員会にて協議し決定する。

②審査委員会は、学会長、研究担当理事、学会長が指名した会員から構成される。

③要件を満たした者が 5 名以上となった場合は、採択回数の少ない者を優先とする。

④採択者の氏名および助成対象の研究活動は、公式ホームページ、公式ブログ、学会メールにて公開される。

6. 報告

①受給から 1 年後に、助成金を活用した研究活動を審査委員会宛て報告する。報告用紙は、事務局より採択者に送付される。報告要旨記載事項は、公式ブログに掲載される。

②①と併せて、受給から 3 年以内に、同研究の成果を国際ジェンダー学会年次大会にて報告、または国際ジェンダー学会誌への投稿を奨励する。

7. 改廃

本要綱の改廃は、総会の議を経てこれを実施する。

附則

本要綱は、2019 年 9 月 2 日から施行する。